

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年12月5日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年9月、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社C（以下「事業場」という。）において、介護士として就労していた。
- 2 請求人は、平成30年2月7日、D医療機関を受診し「頰椎捻挫、腰椎捻挫、胸部打撲、左肩関節打撲」と診断された。請求人によると、同日の業務中、同僚の暴力行為（以下「本件暴行」という。）により転倒し負傷したという（以下「本件災害」という。）。なお、第二当事者である同僚も、翌日、E医療機関に受診し、「頰椎捻挫、左肩関節捻挫、右肩関節捻挫」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記負傷は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成30年2月7日から同年4月5日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の負傷が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 決定書理由に説示する「判断の要件」のとおり、業務に従事している場合において被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定される。

本件は、業務に従事する請求人を負傷に至らしめたFの本件暴行が、私的怨恨によるもの又は請求人の自招行為によるものに該当するか否かについて、以下検討する。

(2) Fは、請求人について、「平成29年10月度の異動により同じ事業場で働くようになって以来、勤務態度や他職員とのコミュニケーション等は社会人らしくらぬ言動、行動が多く、徐々に疑問を抱くようになってきた。」と述べ、本件暴行の前1か月は、「理由はわからないが、『お疲れ様です』等の挨拶にも無視されることや恫喝的な声での返答が続いていた。」と述べていることから、決定書理由に説示するとおり、Fは、請求人に対し、本件災害発生前から、相当程度の私的怨恨を抱いていたものと認められる。

(3) また、Fは、本件暴行の原因について、「このときも周りの職員とコミュニケーションをとらず業務を進めており、なぜそのような態度なのか、なぜ私を無視するのか尋ねたことをきっかけに、このときまで我慢していた感情が抑えきれなくなり、御利用者様の前でつかみ合いのけんかをしてしまいました。」と述べていることから、Fの本件暴行は上記(2)の私的怨恨によるものと認められる。

(4) 一方、請求人は、本件暴行について、「Fの『仏頂面するな』との罵声に対し、相手にせず、取り合わず、何も答えなかったところ、胸ぐらをつかまれたので、突き放した。」と述べ、本件暴行を目撃したGが、「Fの『なんで返事をしないのか。』に対し請求人は返事をする事なく、Fが請求人の胸ぐらを

つかみ揺さぶるうちに2人で取っ組み合いになった。」と述べていることからすると、決定書理由に説示するとおり、本件暴行は、Fの言動に対する請求人の対応が誘発させた、自招行為に基づくものとも認められる。

- (5) したがって、請求人が被った負傷は、業務に起因するものとは認められず、業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月10日